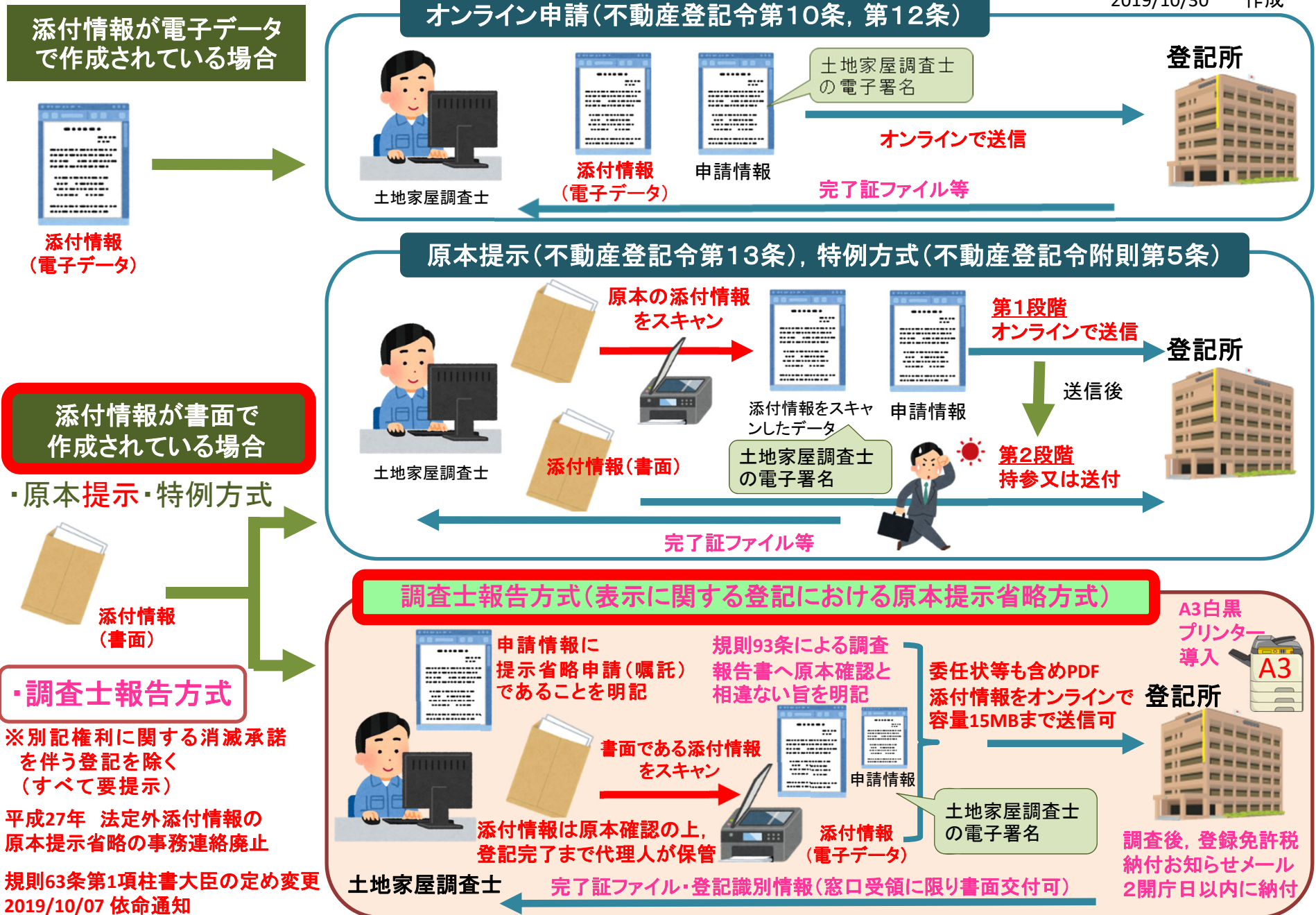


調査士報告方式の概要

本概要は、一部の事例イメージを記載したもので、全ての申請方法・登記処理を記載したものではありません。

2019/10/30 作成



添付情報が書面で作成されている場合

・原本提示・特例方式

・**調査士報告方式**

※別記権利に関する消滅承諾を伴う登記を除く(すべて要提示)

平成27年 法定外添付情報の原本提示省略の事務連絡廃止

規則63条第1項柱書大臣の定め変更
2019/10/07 依命通知